

## 第2章 教育課程にかかる法体系

この章は教育課程法制、教育課程管理について学ぶ講座です。

### 1 憲法 26 条 教育の機会均等

#### はじめに

公教育は法体系に位置付いています。学校は公教育を実施しているのですから当然です。この章では、私どもの教育活動の背後にある法体系を学びます。学習指導要領（以下指導要領）における法的な位置づけがポイントになります。

#### (1) 憲法 26 条 教育の機会均等の理解

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

#### 問い

憲法 26 条における「ひとしく」はひらがなで表記されています。「ひとしく」にはどのような漢字を充てることができるでしょう。次の漢字が考えられますね。

① 等

② 斉

③ 均

これら漢字を充てた意味は下位法に述べられています。

「等しく」は平等であることです。

教育基本法（以下基本法）第 4 条には、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されないことに加えて障害のあるものの教育保障、経済的理由による修学困難な者への奨学措置が定められています。

「斉しく」は学校教育法（以下学教法）第 17 条において定められている保護者に対する学齢期の子に対する就学義務があたります。

「均しく」は基本法 16 条で詳述されています。

「教育は不当な支配に服することなく」ではじまるよく知られた条文です。第 1 項では、「法律の定めるところ」という法令主義に基づき、国と地方公共団体との適切な役割分担と相互協力をうたっていますが、第 2 項では「全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定する義務を国に課している」ことが定められています。ここに着目すべきです。これが指導要領と教科書使用義務と密接に関連します。

以上憲法 26 条教育の機会均等をまとめると次のようになります。



すべての国民とは日本国民を表します。でも??ですね。学校には外国人がいます。これは第 1 回法令研修（法令概論）で述べたように条約は憲法と法律の間に位置し、我が国は国際人権 A 規約を批准しているからです。

憲法 26 条機会均等を定めた条文はよくできています。ひとしく教育を受ける権利とは、日本国民は法の下に平等で、「誰でも」、たとえ転居したって、「どこでも」、同じ目的・目標の「一定水準の教育」を受ける権利を有しているということになります。教育を受ける権利は子どもの基本的人権なのです。